

少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)に関する情報提供のお願い!

○ 少年の福祉を害する犯罪に関する情報提供に関するお願い

- ・20歳未満の者に煙草や酒を売っている店がある。
- ・女子中高生と淫らな交際をしたり、援助交際をしている。
- ・SNSで知り合った相手から性的被害を受けている。
- ・児童買春等の少女に対する性犯罪を周旋している。
- ・デートクラブ、ファッションヘルス等の性風俗店で少女に売春をさせている。
- ・インターネットを利用して児童ポルノ画像、動画を販売している。
- ・18歳未満の者にポルノ雑誌や危険なモデルガンを販売している。
- ・18歳未満の少女が、デリヘルやスナックで働いている。
- ・18歳未満と思われる者がインターネットカフェで寝泊まりしている。

これらの情報をお持ちの方は

岡山県警察本部生活安全捜査課(086-234-0110、代表)もしくは、最寄りの警察署に、情報提供をお願いします。

※情報提供に際しての注意

1. 緊急を要する場合は、110番通報をお願いします。
2. 情報に関する回答はしません。情報の内容に応じて電話連絡する場合があります。
3. 執務時間外や土曜日・日曜日・休日で情報提供された場合は、翌執務日以降に受け付けます。

○ 少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)

少年の福祉を害する犯罪とは、少年の心身に有害な影響を与える犯罪のことをいい、お酒、煙草の提供、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年健全育成条例違反(みだらな行為等)、児童福祉法違反(児童に淫行させる行為等)、労働基準法違反(危険有害業務)、風俗営業適正化法違反(年少者使用等)等を言います。

○ 児童ポルノは児童の人権を踏みにじる重大な犯罪です

児童ポルノとは、児童(18歳未満の者)の性行為等の姿や裸体など、性的な部位が殊更に露出され又は強調されている姿を記録したものです。

児童ポルノを許せば、児童を性欲の対象としてとらえる風潮が助長され、児童が様々な犯罪に巻き込まれる危険性を高めます。

○ 「自撮り被害」に注意を

SNSなどを通じて知り合った面識のない者から児童が脅されたり、言葉巧みに騙され、自分の裸体を撮影してメールなどで送信してしまう自撮り被害が後を絶ちません。

「下着姿や裸の写真は絶対に撮らない、送らない」を徹底して、SNSの正しい利用に心掛けましょう。

もし、被害に遭った場合は、相手とのやりとり等を消去せず、最寄りの警察署に相談してください。

- 児童ポルノは持たない
自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した場合に罰則が適用されます。
違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
(児童買春・児童ポルノ禁止法第7条第1項)